

## くさつ健幸ステーション ～インフロニア草津アクアティクス センターが加わりました!!～

問 健康福祉政策課(2階)  
☎561-2360、FAX561-2482

市では、市民が自分の健康状態や健幸情報を知り、交流しながら健幸づくりを進めることができる拠点「くさつ健幸ステーション」を設置しています。

今回、新たな拠点として、8月1日(木)オープンの「インフロニア草津アクアティクスセンター(草津市立プール)」が加わりました。さまざまな身体の状態を知ることができる測定機器を多数取りそろえていますので、ぜひ健幸ステーションを、皆さんの日々の健幸づくりに役立ててください。



スマートフォンを持っている人は、専用のアプリをインストールすると、センター内の健幸ステーションの血圧計・体組成計で測定したデータを、記録として残すことができます。



他の健幸ステーションはこちら

### ●設置機器の一例



疲労度や老化度をチェック



下肢筋力とバランスを知って介護リスクに備えよう



楽しみながら反射神経や動体視力が測れます

## 熱中症に気を付けましょう!

### クーリングシェルターを指定しました!

クーリングシェルターとは、改正気候変動適応法に規定される熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、危険な暑さから避難できる場所として一般に開放される施設です。市では7月1日に民間施設のイオンモール草津と公共施設の計39カ所を指定しました。暑いときは、クーリングシェルターなどの涼しいところで過ごしましょう。



### 熱中症特別警戒アラートって?

広域的に過去に例のない危険な暑さなどにより、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような恐れがある場合に、環境省のホームページで発表されます。具体的には、都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点で、暑さ指数35以上となるときなどが該当します。



問 危機管理課(1階) ☎561-2325、FAX561-6852

### 熱中症予防には

- 暑さを避ける!
  - ・扇風機やエアコンで温度をこまめに調整
  - ・遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
  - ・外出時には日傘や帽子を使用
  - ・天気の良い日は日陰の利用、こまめな休憩
  - ・吸湿性・速乾性のある通気性のよい衣服を着用
  - ・保冷剤や氷、冷たいタオルなどでからだを冷やす
- こまめに水分を補給する!  
 のどの渇きを感じていなくても、こまめに水分・塩分などを補給

## 市職員募集

試験内容や受験資格は、職種ごとに異なります。詳しくは、受験案内をご覧ください。

- 第一次試験 9月22日(日・祝)
- 採用予定日 来年4月1日(火)

初級一般行政職	
採用人数	若干名
文化財技師	
採用人数	若干名
初級一般行政職(障害者対象)	
※試験は11月3日(日・祝)	
採用人数	若干名

所 市役所  
 他 募集職種については、変更になる場合があります  
 申・問 職員課(7階)  
 ☎561-2314、FAX561-2490



## 給付金

### 低所得者支援臨時給付金、定額減税補足給付金の受付を開始しています

#### 低所得者支援臨時給付金 (令和6年度新たに「住民税非課税となる世帯」「住民税均等割のみ課税世帯」と「子ども加算」)



1世帯当たり10万円の給付金を支給します。また、当該世帯への給付の加算として、当該世帯で扶養している18歳以下の児童1人当たり5万円を支給します。

問 基準日(令和6年6月3日)に、市に住民登録があり、下記のいずれかに該当する世帯(令和5年度住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯への給付金の対象となった世帯を除く)

- ① 世帯全員が令和6年度の個人住民税均等割非課税である世帯(住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除く)
- ② 令和6年度の個人住民税均等割のみが課税されている世帯(住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除く)
- ③ ①と②の世帯で扶養されている18歳以下の児童(平成18年4月2日生まれ以降)

- ④ ①と②の世帯で基準日以降に出生した児童
- 申 10月31日(木)まで(必着)
- 7月29日から、①、②、③に該当する世帯に、順次書類を送ります。必要事項を書いて、必要書類を返送してください
  - 公金受取口座の登録をしている人には、支給のお知らせを送ります
  - ③、④の子ども加算は、他市に住民票がある児童を扶養していても、対象者に反映されていない場合がありますので、お問い合わせください
  - ④に該当する可能性がある世帯は、申請方法をお問い合わせください

問 人とくらしのサポートセンター給付金窓口(1階)  
 ☎561-0189、FAX561-2482

#### 低所得者支援臨時給付金 (令和5年度「住民税均等割のみ課税世帯」と「子ども加算」)の申請は8月30日(金)まで



#### 定額減税補足給付金(定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付)



令和6年分の所得税(令和6年中の所得等を基に算出)と令和6年度分の個人住民税(令和5年中の所得等を基に算出)の定額減税が実施されますが、定額減税しきれないと見込まれる人に給付金(調整給付)を支給します。

令和6年分の所得税は未確定であるため、令和5年分所得等を参考に、国が定めた算定基準に基づき、推計額で算出します。このため、令和6年分の所得税が確定した後、給付額に不足がある場合は、令和7年に追加で給

付する予定です。

問 次の全てに該当する人

- ①令和6年度の住民税が草津市で課税されている人
- ②令和6年分の所得税と令和6年度の住民税所得割のどちらか、両方が課税されている人
- ③定額減税可能額が、減税前の税額を上回る人
- ④合計所得金額が1,805万円以下の人

### 計算方法

所得税、住民税所得割それぞれの定額減税可能額から、減税前の金額を引き、控除不足額を算出します。

#### 定額減税可能額

所得税	本人+扶養親族(配偶者を含む)1人当たり3万円
個人住民税所得割	本人+扶養親族(配偶者を含む)1人当たり1万円

1人当たり4万円  
 ※扶養親族(配偶者を含む)は  
 国外居住者を除きます

#### ●所得税

$$\text{定額減税可能額 } 3\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族}) - \text{令和6年分推計所得税額(減税前)} = \text{所得税分控除不足額(0より小さい場合は0)} \text{ ①}$$

令和6年分所得税額は未確定のため、令和5年分所得等を参考に、国が定めた算定基準に基づき推計額を使用します

#### ●個人住民税所得割

$$\text{定額減税可能額 } 1\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族}) - \text{令和6年度個人住民税所得割額(減税前)} = \text{個人住民税分控除不足額(0より小さい場合は0)} \text{ ②}$$

①+②=  
**支給額**  
 (1万円単位切り上げ)

申 10月31日(木)まで(必着)

- 支給要件に該当する人に、7月29日から、順次書類を送ります。必要事項を書いて、必要書類を返送してください
- 公金受取口座の登録をしている人には、支給のお知らせを送ります

問 人とくらしのサポートセンター 給付金窓口(1階) ☎561-6889、FAX561-2482